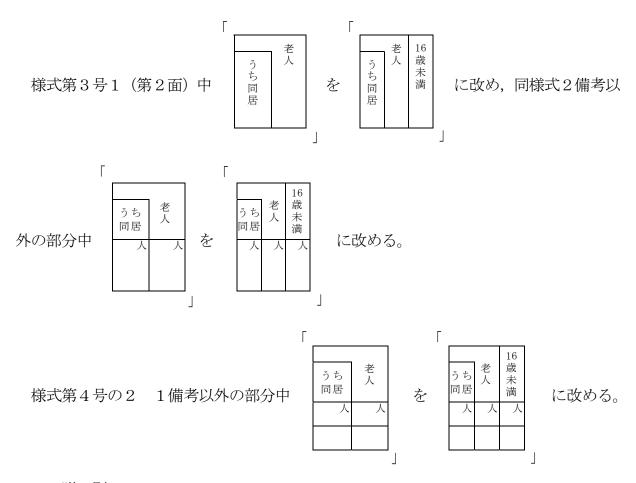
京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月22日

京都市長 門 川 大 作

## 京都市規則第 5 6 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。



附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## (適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則の規定は、平成24年度分の個人の 市民税から適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ る。

(行財政局税務部税制課)